

【新設】（2以上の被災代替建物を取得した場合の適用）

43 の 3-3 法人が、一の被災建物に代わるものとして事業の用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、当該2以上の被災代替建物の床面積の合計面積が当該被災建物の床面積の1.5倍を超えるときは、当該2以上の被災代替建物の床面積のうちいずれを当該被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分とするかは、法人の計算によるものとする。

(注) 法人が、2以上の事業年度にわたって被災代替建物の取得等をして事業の用に供する場合において、最初に措置法第43条の3第1項の規定の適用を受ける事業年度と同項の規定の適用を受ける当該被災代替建物の床面積が被災建物の床面積の1.5倍に満たないときは、その満たない床面積に相当する部分は、翌事業年度以後に取得等をして事業の用に供する被災代替建物に充てることができることに留意する。

【解説】

1 本制度の適用対象資産である被災代替建物とは、その建設の後事業の用に供されたことのない建物で、特定非常災害に基因して当該法人の事業の用に供することができなくなったもののその用に供することができなくなった時の直前の用途と同一の用途に供される建物をいうが、その床面積がその被災建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その被災建物の床面積の1.5倍に相当する部分に限ることとされている（措令28の3一括弧書き、以下「床面積制限」という。）。

ここで、直前の用途と同一の用途に供される2以上の被災代替建物の取得等をした場合にも、本制度の適用を受けられるのであるが、本制度の特別償却限度額の計算に当たっては、それぞれの被災代替資産の取得価額を基礎として計算するのであるから、複数の被災代替建物がある場合には、本制度の適用がある被災代替資産の取得価額につき、床面積に応じて割り当てる必要が生ずる。このとき、具体的にどのように割り当てて計算を行えばよいかといった疑義が生ずるが、法人の事務処理上の簡便性を考慮して、法人の計算によるものとするを、本通達の本文において明らかにしている。

2 同一の事業年度において2以上の被災代替建物の取得等をした場合の適用関係は上記1のとおりであるが、本制度の適用対象期間は特定非常災害日の翌日以後5年を経過する日までの間と定められているところ、2以上の被災代替建物の取得等をして事業の用に供するのが複数事業年度にまたがることも十分あり得るところである。ここで、最初に本制度の適用を受けた被災代替建物の床面積が床面積制限の範囲内である場合において、当該被災代替建物の床面積と後続事業年度に取得等をして事業の用に供した被災代替建物の床面積との合計が床面積制限を超えるときは、当該後続事業年度に取得等をして事業の用に供した被災代替建物については本制度の適用を受けられないのか、といった疑義も生ずるところである。この点、後続事業年度に取得等をして事業の用に供した被災代替建物についても、この床面積制限に満たない部分に相当する部分については翌事業年度以後に本制度の適用があることを、本通達の注書きで留意的に明らかにしている。

3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の18-3）を定めている。